令和６年７月

農業委員会議議事録

開 催 日：令和６年７月２５日（木）

場　　所：越谷市農業技術センター２階

　　研修室

開会時刻：午前　９時５５分

越 谷 市 農 業 委 員 会

１．開催年月日　　令和　６年　７月２５日（ 木 ）

２．開催場所　　越谷市農業技術センター　２階研修室

３．農業委員出欠状況

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	三ツ木　宗　一	出	8	豊　田　佳　樹	出
2	石　塚　健　造	出	9	小　林　　博	出
3	田　口　　勲	出	10	中　島　　満	出
4	坂　巻　慎　一	出	11	瀬　尾　　守	出
5	白　鳥　みどり	出	12	金　子　繁　雄	出
6	山　﨑　保　夫	出	13	小野寺　美佐子	出
7	荻　島　元　治	出	14	山　﨑　明　美	出

４．農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
1	小早川　久　夫	出	8	飯　髙　　進	欠
2	川　上　政　己	出	9	齋　藤　晃　一	出
3	今　井　富士雄	出	10	鈴　木　喜　雄	出
4	林　　信　雄	出	11	川　上　嘉　夫	出
5	岡　安　昇　治	出	12	松　沢　浩　之	出
6	須　賀　英　夫	出	13	原　田　　正	出
7	高　島　　豊	出			

５．出席者　　事務局長　　関　根　正　和
　　統括主幹　　上　原　　誠
　　主　　幹　　窪　田　知　美

（説明員）　開発指導課長　　田　中　克　尚
　　農業振興課主幹　　濱　野　洋　平
　　農業振興課主事　　前　田　梨　紗

６．議　事

① 議事録署名人の指名

② 議　案

第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可について

第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について

第３号議案　農用地利用集積計画（案）の決定について

第４号議案　農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

第５号議案　農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定について

③ 報　告

第１号報告　農地法第３条の３の規定による届出の受理について

第２号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について

第３号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について

第４号報告　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

７．議　長　　越谷市農業委員会会長　　金　子　　繁　雄

８．閉会時刻　　午前１０時４３分

９．会議の内容

局　　長　皆さん、おはようございます。定刻の前なのですけれども、皆様おそろいになりましたので、始めたいと思います。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会　　長　おはようございます。今日もご苦労さまです。

暑いですねという言葉しか出ないので、二、三日前に越谷も37.8度を記録したというニュースで、全国で３番目だったようです。また、昨日は突風が吹きまして、越谷管内は大きな被害はないのですが、うちの庭でも風が渦を巻いたり、田んぼのほうでは稲が寝かされたり、クワイの田の周りにネットを張ってパッカーというものでネットを押さえてあったのですけれども、その１か所の片方の面だけパッカーが五、六本飛んでいました。ネットが外れていたというのが現状です。そのそばに鉄板で土地を囲ってあるのですが、それの３分の１ぐらいが倒れて、やったばかりのものが倒れていました。地区によってはハウスのビニールが多少破れたり、看板が落ちたというのも越谷管内にもあったそうですが、他の地区は、特に埼玉県が今回は非常に被害が大きくて、ゴルフ場とかアパートの屋根とか、お店の看板が落ちて人が肋骨を折っているとか、そんな被害があったようです。越谷に関しては幸いにも大きな被害はなかったようなので、一安心です。以前に大きな竜巻が越谷には発生していますので、一瞬びっくりしましたが、そんなに被害がなく、すぐに収まったのでよかったなと思っております。

３か月予報だと８、９、10と３か月暑いのだそうです。あと１か月ちょっとで稲刈りも始まると思いますけれども、かなり暑さが厳しいということでございます。平均気温で推移したときの話では、５月連休に植えた方で９月の１日稲刈りだそうです。ただ、先ほど言ったように暑いということであると８月中に稲刈りが始まるということで、

盆明け、早いところだと25日ぐらいにはもう稲刈りが始まってもおかしくない、登熟してくるということでございますので、皆様には暑いさなかの作業、特にハウスの中の人は外気温で40度近くまで上がるのだから、ハウスの中では想像もつきませんけれども、十分体に気をつけていただいて、熱中症、またコロナも大分はやってきておりますので、コロナにも注意をしながらこれからの農作業に励んでいただければと思います。何はともあれ自分の体が第一ですので、自分の体に気をつけて作業をしていただければと思います。

言葉整いませんけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

局　　長　　ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

なお、本日は第４号及び５号議案の農業振興地域整備計画の変更等に係る意見決定についての説明員として、農業振興課の濱野主幹、前田主事が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議　　長　　ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から７番の荻島職務代理、８番の豊田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可についての１番から３番まで、事務局より説明願います。

統括主幹　　議案書の１ページを御覧ください。

第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可についての１番から３番について説明します。

番号、貸人氏名、借人氏名の順に読み上げます。

１番から３番につきましては地上権の設定です。内容は、現状の農地（畑）の状態を維持しながらの太陽光発電設備の設置です。この取扱いにつきましては、令和６年３月25日付で農林水産省農村振興局長

より、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの制定があり、このような発電設備は、農地における営農の継続を前提とし、営農に支障を与えないこと等が確保される必要があります。

なお、１番から３番の件については、令和３年８月に許可を得て３年間の期間満了に伴う再設定です。

また、令和６年３月28日付で経営局農地政策課長より、営農型発電設備の設置についての農地法第３条第１項の許可の取扱いについての通知があり、１つ目として、農地の所有者等以外の者が許可申請をする場合、許可申請者に対しては、農地法第３条第１項の許可申請と農地法第５条第１項の許可申請を同時に行うこととなっております。

２つ目として、農業委員会は農地法第５条第１項の許可申請について検討して意見書を作成する際に、併せて農地法第３条第１項の許可申請について判断することとなっております。つきましては、後ほど第２号議案　農地法第５条第１項の許可申請の意見決定の審議に併せてご審議いただくものです。

３つ目として、農業委員会は本件に係る農地法第５条第１項の許可と同日付で農地法第３条第１項の許可を行うこととなっております。つきましては、ご審議をいただき、許可決定の際には農地法第５条第１項の許可日に合わせ農地法第３条１項の許可書を交付するものです。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番については推進委員３番の今井委員、２番及び３番については推進委員２番の川上委員よりお願いいたします。

それでは、１番について、今井委員よりお願いいたします。

３番推進委員（今井委員）　１番の件について補足説明いたします。

７月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は太陽光発電設備設置のための地上権設定であり、事務局説明のとおり現地の管理状況及び営農の

状況について問題はありませんでした。

以上、報告いたします。

議　　長　　ありがとうございました。

続いて、２番及び３番について、川上委員よりお願いいたします。

２番推進委員（川上委員）　　２番及び３番の件について補足説明します。

７月17日に現地を確認しております。申請地の状況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は太陽光発電設備設置のための地上権設定であり、事務局説明のとおり現地の管理状況及び営農の状況について問題はありません。

以上、報告いたします。

議　　長　　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。いかがですか。

全　　員　　なし。

議　　長　　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第１号議案の４番から８番まで事務局より説明願います。

統括主幹　　議案書の２ページを御覧ください。

第１号議案　農地法第３条第１項の規定による許可についての４番から８番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、４番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は２万8,378平方メートルです。通作距離は0.65キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め18名です。

続きまして、５番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は２万8,378平方メートルです。通作距離は0.51キロメートル、農機

具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め18名です。

続きまして、６番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2,694平方メートルです。通作距離は1.8キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人１名です。

続きまして、７番の内容ですが、申請理由は新規就農です。経営予定面積は628平方メートルです。通作距離は1.38キロメートル、農業従事者は、譲受人を含め２名です。

続きまして、８番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は２万8,378平方メートルです。通作距離は2.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め18名です。

以上５件は、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、４番及び５番については推進委員７番の高島委員、６番については推進委員４番の林委員、７番については推進委員９番の齋藤委員、８番については推進委員５番の岡安委員よりお願いいたします。

では、４番及び５番について、高島委員よりお願いいたします。

７番推進委員（高島委員）　　４番、５番の件について補足説明します。

７月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。

続いて、６番について、林委員よりお願いいたします。

４番推進委員（林委員）　　６番の件について補足説明いたします。

７月19日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具

等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議　　長　ありがとうございました。

続いて、７番について、齋藤委員よりお願いいたします。

９番推進委員（齋藤委員）　７番の件について補足説明します。

７月19日に現地を確認しております。申請地の状況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は新規就農であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等について問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。

続いて、８番について、岡安委員よりお願いいたします。

５番推進委員（岡安委員）　８番の件について補足説明します。

７月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等について問題はございません。

以上、報告いたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番から３番について、事務局より説明願います。

統　括　主　幹　　議案書の３ページを御覧ください。

第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての１番から３番について説明します。

番号、貸人氏名、借人氏名の順に読み上げます。

１番から３番につきましては、関連がございますので、一括で説明いたします。概要ですが、転用目的は営農型太陽光発電設備です。転用理由といたしまして、借人は令和３年８月に賃借権設定により一時転用をし、支柱を立て営農を継続しながら太陽光発電設備を設置し、現在、東京電力株式会社へ売電しています。今回の申請は、期間満了に伴う再一時転用となります。また、発電設備の下部につきましては、土地所有者が農作物を耕作しております。

補足といたしまして、農地に支柱を立てる部分が一時転用に該当し、転用期間は３年以内となります。支柱につきましては、簡易な構造で容易に撤去ができ、必要最小限の面積となっております。また、農地における営農は適切かつ継続が確実で、太陽光パネルの角度、設置間隔等から見て農作物の生育に適した日照量が保たれております。

以上３件の農地区分につきましては、農用地区域内農地と判断されます。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、１番について山﨑委員、２番及び３番について小林委員よりお願いいたします。

それでは、１番について、山﨑委員よりお願いいたします。

６　番　委　員（山﨑（保）委員）　　それでは、１番の件について説明いたします。

７月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は営農型太陽光発電設備の一時転用の更新です。太陽光発電設備の設置及び下部の畑についても適切に営農されておりました。

以上、ご報告いたします。ご審議よろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。

続いて、２番及び３番について、小林委員よりお願いいたします。

９　番　委　員 （小林委員）	２番、３番の件について併せて説明いたします。 ７月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は営農型太陽光発電設備の一時転用の更新です。太陽光発電設備の設置及び下部の畑についても適切に営農されております。 以上、ご報告いたします。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全　　員	なし。
議　　長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議　　長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第２号議案の４番から11番について事務局より説明願います。
統　括　主　幹	議案書の３ページ及び４ページを御覧ください。 第２号議案　農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての４番から11番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、４番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は父親の所有する土地で、実家からも近く、子育てや将来両親の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。 続きまして、５番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供１人、計３

人で居住しておりますが、十分な居住空間を確保できる住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地近くには公園、幼稚園及び小中学校があり、子供を育てていく環境も整っており、両親の住む住宅にも程近く、将来両親の介護等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、６番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、マイホームの建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は集落内にある閑静な場所で、子育ての環境も整っており、両親の住む住宅にも近く、将来親の介護等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、７番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供１人、計３人で居住しておりますが、マイホームの建築を計画し土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも近く、お互い何かあったときにすぐに駆けつけることができ、将来親の介護等お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、８番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、マイホームの建築を計画し土地を探していたところ、申請地は祖母の所有する土地で、両親の住む実家にも近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、９番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和60年に市内に本店を置き、主に自動車販売及び自動車部品の販売及び修理業を営む法人です。現在使用している営業所内の駐車場が業績の上昇により手狭になり、新たに駐車場の確保を計画し土地を探していたところ、申請地は営業所にも程近く、幹線道路にもアクセスがよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由

といたしまして、借人は平成25年に市内に本店を置き、主に貨物自動車運送事業を営む法人です。現在使用している駐車場は５か所に散在していて、狭隘で効率が悪く、また近くトラックの増車を予定していることから、新たに駐車場の確保を計画し土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供３人、計５人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は母親の所有する土地で、借受けできることになりました。申請地付近は住み慣れた地域で実家にも程近く、今後お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上８件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第２種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、４番については小野寺委員、５番から８番については私が説明いたします。そして、９番及び10番について田口委員、11番については石塚委員よりお願いいたします。

では、４番について、小野寺委員よりお願いいたします。

１３番委員（小野寺委員）　４番の件について説明します。

７月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

続いて、５番から８番について私から説明いたします。５番、６番、７番の件について併せて説明いたします。

７月18日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣接に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、８番の件について説明いたします。同じく７月18日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、９番及び10番について、田口委員よりお願いいたします。

３　番　委　員（田口委員）　それでは、９番、10番につきまして説明いたします。

まず、９番の件について説明をいたします。７月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明をいたします。同じく７月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします

以上２件、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

続いて、11番ついて、石塚委員よりお願いいたします。

２　番　委　員（石塚委員）　11番の件について説明します。

７月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲は既設コンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判

断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第３号議案　農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹　農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により、令和５年４月１日の施行日から起算して２年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができるとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

議案書の５ページを御覧ください。

第３号議案　農用地利用集積計画（案）の決定についての１番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は535平方メートル、新規で、期間は10年です。

本件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第３項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑はございませんか。

全　　員　　なし。

議　　長　　質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　　挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第４号議案　農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農業振興課　　農業振興課の濱野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の６ページを御覧ください。

第４号議案　農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明いたします。

令和６年４月15日から令和６年６月14日までの申出期間におきまして、農業振興地域整備計画の変更に関する農用地区域からの除外の申出が３件ございました。農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、貴委員会のご意見をお聞きするものです。

農用地除外の今後の手続としましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し支障がなければ、おおよそ１年程度の後に農用地区域から除外され、農地転用の許可申請が提出されるという流れになります。

申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の案内地図、土地利用計画図を御覧ください。

それでは、１番から３番の案件についてご説明いたします。

まず、１番の概要ですが、除外理由は自己用住宅の敷地拡張です。申出人は、申出地の隣接地に居住しており、これまで既存の住宅敷地内に自家用車や土木業で使用するトラックを駐車していました。しか

しながら、既存敷地は通路やエントランスとして利用する程度の広さしかなく、自動車を駐車するには大変手狭であり、庭もないことから、隣接地である申出地を駐車場や庭として利用したいと考えるようになりました。そのような中、申出地を譲り受けることができるようになったため、自己用住宅の駐車場や庭として敷地拡張したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、２番の概要ですが、除外理由は駐車場です。申出人は、増森工業団地内に会社を構え、主に工業で使用される純水と言われる純度の高い水を製造する機械の製造業を営んでおります。業績は年々上がっており、従業員数も増えてきたことから、近隣で借りられる従業員用の駐車場10台分を探していました。しかしながら、借りられる駐車場は見つからず、新たに駐車場を整備したいと考えるようになりました。そのような中、土地を探していたところ、申出地を利用できることになったため、駐車場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、３番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は、現在市内の申出人の父が所有する住宅に、妻、子供２人の計４人で居住しています。現在の住宅は４人で住むには手狭であり、さらに将来的には申出人の兄が居住することになっていることから、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、今後は七左町に住む妻の両親宅の近くに居住することで、お互いに生活のサポートをしていきたいという希望もありました。そのような中で土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができることになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は55.82平方メートルを予定しております。

農業振興課からは以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、１番について三ツ木委員、２番について中島委員よりお願いいたします。３番については私から説明いたします。

それでは、１番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

１　番　委　員 （三ツ木委員）	１番の件について、７月18日に現地を確認しましたので、報告いたします。 現状は畑で、除外理由は自己用住宅の敷地拡張です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 ２番について、中島委員よりお願いいたします。
１０番委員 （中島委員）	２番の件について、７月17日に現地を確認しましたので、報告します。 現況は畑で、除外理由は駐車場です。周囲に既存及び新設のコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。 以上、報告いたします。
議　　長	ありがとうございました。 ３番について私から説明いたします。 ３番の件について、７月18日に現地を確認しておりますので、報告いたします。現況は田で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全　　員	なし。
議　　長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議　　長	挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第５号議案　農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農業振興課　それでは、議案書の７ページを御覧ください。

第５号議案　農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定についてご説明いたします。

先ほど第４号議案にて農用地区域からの除外の案件についてご説明いたしましたが、一方で、この編入については、過去に除外を行った農地を農用地区域へ戻し入れるものです。除外と同様の申出期間において編入の申出が１件ございました。編入についても除外の協議や手続を経て、支障がなければおよそ１年程度の後に農用地区域へ編入されることとなります。申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の農用地区域への編入申出地案内地図を御覧ください。

それでは、１番についてご説明いたします。当該申出地は、申出人の長男が自己用住宅を建築するため、令和４年２月15日付で農用地区域から除外いたしました。しかしながら、諸事情により住宅の建築は行わないこととなり、今後農地を本来の目的に沿って利用することとして農用地区域に編入したいとする申出です。

なお、現時点におきまして、申出地は中古車置場のような活用がなされており、農地法違反の状態となっておりますが、申出に基づく編入であり、また農業振興地域の整備に関する法律においても違反状態であることを理由にして、農用地に含めないという規定はございません。このため、この申出につきましては、農用地区域への編入を行った上で貴委員会の協力の下、違反地の是正指導を行っていくこととなります。

農業振興課からは以上です。

議長　ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を豊田委員よりお願いいたします。

８番委員（豊田委員）　１番の件について、７月16日に現地を確認しましたので、報告します。

現地は、鉄板を敷き自動車を駐車している状況であり、農地として

管理されていませんでした。このため、農地として適正な管理を行うための原状回復の措置を講ずるように是正指導を行うべきと判断します。

以上、報告いたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。いかがでしょう。

全　　員　なし。

議　　長　質疑はないということでございますので、質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議　　長　挙手は全員でございますので、原案のとおり決定することにいたします。

続きまして報告でございます。

事務局より説明願います。

統括主幹　それでは、報告させていただきます。

議案書の８ページです。第１号報告　農地法第３条の３の規定による届出の受理について、３件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の９ページです。第２号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について、２件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の10ページから11ページです。第３号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について、７件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第１号報告、第２号報告、第３号報告につきましては、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により届出を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の12ページから13ページです。第４号報告　農地法第18条第６項の規定による通知書の受理について、本件は農地の

	賃貸借契約の合意解約です。今回４件の通知がありました。内容につきましては記載のとおりです。 報告事項は以上です。
議　　長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。
局　　長	会長、ありがとうございました。 それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。
職　務　代　理	皆様、今日は農業委員会へご出席、ありがとうございます。会長も申しましたけれども、暑い日が続いております。体に気をつけてまた来月の農業委員会、よろしくお願いいたします。また、今晩の懇親会もよろしくお願いいたします。 本日はご苦労さまでした。
局　　長	ありがとうございました。 本日の総会はこれにて閉会といたします。 （閉会時刻：午前１０時４３分）

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和６年　７月２５日

議　　長

署名委員

署名委員